

事務連絡  
令和2年3月17日

西宮市内指定障害児通所支援事業者 様

西宮市法人指導課長

### 臨時休校期間中の外出活動について（通知）

平素より、本市の福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、各事業者の判断において、人の集まる場所等への外出を避け、事業所内で療育を行うなど予防のための必要な措置を講じていただいていることと存じます。

しかしながら、事業の運営や療育の観点から、通常行っている外遊びや散歩などの外出に関しては、臨時休校中の期間においても、全面的に禁止するものではありません。各事業所における人員体制等を鑑み、感染拡大防止に努めつつ、安全等にも十分留意していただいた上で、柔軟に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

#### 【参考通知】

「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した 放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長他連名通知）

#### （2）学校の教室等の活用

今般の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペース確保が必要である。ついては、これまでも「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け30文科生第396号、子発0914第1号文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）等に基づき、学校施設の活用を促進してきたところであるが、今般の臨時休業に伴い、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、放課後等デイサービスについても、今般の臨時休業に伴い、従来の利用児童数より

ニーズが高まることが考えられる。また、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペース確保が必要である。今般の措置に伴う社会的要請の高さに鑑み、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合についても報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&A（令和2年3月13日時点）」（令和2年3月13日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

**【子供の居場所の確保】**

問2 学校が臨時休業でも、児童生徒が外出したら効果がないのではないか。

○ 各地域において子供たちへの感染拡大を防止する努力がなされていますが、今がまさに感染の流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であり、集団で児童生徒が生活する学校現場において大規模な感染リスクを事前に予防するという観点から、学校の臨時休業を要請したものです。

○ 臨時休業を行うにあたっては、実効性を担保するため、児童生徒に対し、基本的に自宅で過ごすよう指導するとともに、令和2年3月4日付け初等中等教育局健康教育・食育課児童生徒課総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業中の児童生徒の外出について（3月4日時点）」において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえ、児童生徒の外出については、

- ① 軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えること。
- ② 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないこと。

に留意して指導するよう教育委員会等に依頼しました。

○ なお、児童生徒の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすること等について妨げるものではなく、感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとっていただくことが重要であると考えています。

**【体育・部活動】**

問3 9 臨時休業期間中に、児童生徒が外出して運動をしてもよいのか。

○ 通知※においては、児童生徒に「新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を理解させ」、臨時休業期間中は、「人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごす」ようお示ししたところですが、児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動の機会を確保することも大切であると考えており、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行っていただきたいと考えます。

○ ただし、感染拡大を防止する観点から、一度に大人数が集まって人が密集する運動としないよう配慮することが必要です。

※新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（2月28日付事務次官通知）

以 上

問い合わせ先  
西宮市法人指導課  
電 話：0798-35-3423